

令和5年度 第4回山北町農業委員会総会 会議録						
召 集 年 月 日	令和5年7月25日(火)					
召 集 場 所	山北町役場防災対策室					
開・閉会日時	開会	令和5年7月25日 午前9時30分				
	閉会	令和5年7月25日 午前11時00分				
応(不応) 招委員 及び出席並びに欠席委員 出 席 11名 欠 席 0名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏 名	出欠等の別			
	1番	杉山 照枝	<input checked="" type="radio"/>			
	2番	二宮 慶晃	<input checked="" type="radio"/>			
	3番	磯崎 加代子	<input checked="" type="radio"/>			
	4番	細谷 晋之	<input checked="" type="radio"/>			
	5番	三尋木 重夫	<input checked="" type="radio"/>			
	6番	高杉 光男	<input checked="" type="radio"/>			
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	<input checked="" type="radio"/>			
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	<input checked="" type="radio"/>			
	推進委員 岸地区	田渕 康男	<input checked="" type="radio"/>			
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	<input checked="" type="radio"/>			
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	<input checked="" type="radio"/>			
会議録署名委員	3番	磯崎 加代子	4番	細谷 晋之		
出席した事務局	事務局長	事務局員	尾崎、瀬戸			
会議に付した案件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

山北町農業委員会第4回総会会議録

令和5年7月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 農地法3条の規定による許可申請について事務局から説明願います

事務局 : 議案11号農地法3条の規定による許可申請について説明します。申請地は [REDACTED] の [REDACTED] m²です。譲渡人は [REDACTED] 氏、譲受人は [REDACTED] 氏です。

2ページから10ページが申請書です。それでは2ページをご覧ください。今回、所有権を移転します。対価は [REDACTED] 円です。

5ページをご覧ください。今回、対象地で梅や柑橘類を栽培する予定とのことです。耕運機が2台、草刈り機2機、運搬機1台を現地で確認しており、土地の売買時に譲渡されます。

現在の住まいは [REDACTED] ですが農地法の3条が承認されたら隣接する [REDACTED] の家を購入し、山北町へ移住するため各農地へは5分とかかりません。そのため通作距離は問題がないと思われます。

6ページをご覧ください。譲受人は [REDACTED] として働いており、テレワークのため週一度のみ出社しており耕作の時間は確保できると聞いております。両親と姉は引き続き藤沢市に住みますが、休日に農作業手伝うとのことです。

11ページから21ページが全部事項証明書です。

22、23ページが位置図です。[REDACTED]周辺に対象地があります。

24ページから26ページが公図兼写真方向図です。

27ページから34ページが山崎推進委員に現地確認していただいた時の写真です。土地としては平坦な場所が多いため、耕作するうえで問題がないことと思われます。⑯から⑰の写真の場所に関しては急勾配な場所かつ一部が山林化しているため平坦地の整備を終えてから管理をすることです。以上です。

議長 : 現地を確認した山崎推進委員から何かありますか。

山崎推進委員 : 特にありません。

議長 : 何か意見はありますか。

瀬戸推進委員 : 山北町に移住するという根拠は得ているのか。

事務局 : 宅地部分を含めた、契約については農地法3条の許可が出てからと聞いているので、まだ確証は得ていません。不動産会社が間に入っているため、契約書等を確認し次回の総会の宿題とさせて下さい。

議長 : その他何か意見はありますか。特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員)挙手。よって議案第11号は承認されました。続きまして、議案第12号について事務局から説明願います。

事務局 : 35ページをご覧ください。議案第12号農地法5条第1項の規定による許可申請について説明します。申請地は、[REDACTED] の [REDACTED] m²です。[REDACTED] から [REDACTED] へ所有権を移転します。転用目的は宅地造成で2区画の

宅地として売り出すためです。

36 ページが申請書です。許可後から 2023 年 10 月 25 日まで工事を行います。

37 ページが全部事項証明書です。38、39 ページが位置図です。地図上で [REDACTED]
[REDACTED] の北側にあります。

40 ページが公図です。41 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。42、43 ページが瀬戸推進委員に確認していただいた時の写真です。42 ページの写真のところは農業用倉庫が建っていたとのことなので少々砂利がありますが、県農地課へ問題のないことを確認しております。43 ページの写真部分には過去梅を栽培していたことで、切り株のみ残っています。周辺は住宅に囲われており、農地がないため農地転用による影響はありません。以上です。

議長 : 現地を確認した瀬戸推進委員から何かありますか。

瀬戸推進委員 : 事務局の説明したとおりで、特に意見はありません。

議長 : 何か意見等はありますか。(特に意見なしの声) 特に意見がなければ、承認の方は举手をお願いします。(全員) 举手。よって議案第 12 号は承認されました。続きまして、その他について事務局から説明願います。

4 その他

議長 : 事務局から違反転用の報告について説明願います。

事務局 : 対象地は、[REDACTED] の合計 [REDACTED] m² です。[REDACTED]
[REDACTED] の向かいにあります。経過としては、令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月の総会で [REDACTED]
[REDACTED] として一時転用許可が出ており、令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月末に工事完了報告書の提出がありました。しかし、令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に、通りかかった時にフェンスを確認し地権者に連絡し、[REDACTED] 月 [REDACTED] 日に地権者への聞き取りと指導を行いました。その後、行為者に連絡を取り指導をしました。[REDACTED] 月 [REDACTED] 日に勧告書を送付し、[REDACTED] 月 [REDACTED] 日までに是正計画書の提出がない場合は県から勧告書が送付されるとのことです。以上です。

議長 : 令和 4 年度農地パトロールの結果について事務局から説明願います。

事務局 : 農地パトロールの結果について資料のとおり説明。今年度の農地パトロールについては 9 月末から 11 月にかけて行いたいと考えております。9 月の総会時に詳細な説明を行います。紙地図に関しては 9 月の総会時に配りますのでよろしくお願ひします。

議長 : 何か意見はありますか。(特に意見なしの声) その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は 8 月 25 日 9 時 30 分からということでおろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしくお願ひします。

5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(10:30)